

令和8年度ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進業務 委 託 仕 様 書

1 業務の目的

2025年の訪日外国人旅行者数は、42,683,600人と引き続き過去最高を更新する等インバウンドは堅調に推移している。

多くの訪日外国人旅行者を三重県に誘客・滞在させるためには、訪日旅行が見込まれるターゲット層に効果的にアプローチし、ゴールデンルートの主要都市(京都、大阪、名古屋)等からの県内アクセスの容易性の周知や、県内観光コンテンツの認知度向上を図るとともに、県内宿泊施設および体験コンテンツの予約に結びつけることが重要である。

このことから本事業では、海外の個人旅行者層(以下「FIT層」という。)が宿泊及び体験コンテンツの予約・検討に利用する世界有数のOTA(Online Travel Agent)を活用し、ゴールデンルートや関西圏の主要観光地へ旅行を計画するターゲット市場のFIT層へ本県の魅力やゴールデンルートから県内へのアクセスの情報を発信することにより、本県内に宿泊する外国人旅行者数の増加を図るとともに、県内宿泊事業者および体験コンテンツ事業者による積極的なOTAへの登録・活用を促し、今後の県内のインバウンド受け入れ体制の充実を図ることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日(火)まで

4 業務内容

公益社団法人三重県観光連盟(以下、「観光連盟」という。)と協議しながら、OTAと連携して、OTAのウェブサイト上に三重県の観光特集ページを制作・公開し記事を掲載のうえ、ターゲット市場に対し広告配信を実施することで三重県の特集ページへの流入を促進すること。また、県内宿泊事業者及び体験コンテンツ事業者による当該OTAへの登録等を支援するとともに、効果測定等のため報告を行うこと。

連携するOTAは、宿泊OTA及び体験OTAをそれぞれ選定することとし、以下①～④全ての条件を満たす予約可能なウェブサイトとすること。なお、OTAの選定にあたっては、後述の対象市場に強みを持つOTAを選定することとするが、市場に応じて選定するOTAを変更することも可能である。(例：欧米市場はA社、アジア市場はB社など)。また、過去に三重県の事業において制作したOTA上の三重県の観光特集ページや記事を活用することは妨げないこととする。

【OTA の選定条件】

- ① 多くの外国人旅行者が利用していること。
- ② ターゲット市場ごとに、後掲別表の言語によりサービスが提供されていること。
- ③ OTA のウェブサイト上に制作した特集ページが、広告配信を通さずに検索により閲覧が可能であること。また、広告配信期間以外も同様であること。
- ④ 宿泊 OTA の場合、三重県内の登録宿泊施設が 100 件以上あること。

ターゲット市場は、以下のとおりとする。

(別表)

ターゲット市場	言語
米国	英語
フランス	仏語
台湾	繁体字 (台湾)
香港	繁体字 (香港)
タイ	タイ語

具体的な業務内容は、以下 (1) ~ (4) のとおりである。

(1) OTA 特集ページの制作及び記事の掲載

以下 (ア) および (イ) のとおり、特集ページの制作や公開等を行うとともに県内の宿泊施設や体験コンテンツの予約を促すこと。

(ア) 特集ページの制作・公開

三重県の観光に関する記事、アクセス情報等を掲載する特集ページを、宿泊及び体験 OTA のウェブサイト上に制作し、公開すること。なお、特集ページは、ターゲット市場ごとに別表の言語で制作すること。

特集ページ・記事については、三重県内の宿泊及び体験コンテンツの予約につながる工夫を施すとともに、観光三重外国語サイトへの誘導も行うこと。

(イ) 記事の掲載

記事を (ア) の宿泊 OTA 及び体験 OTA 特集ページにそれぞれ掲載すること。

<宿泊 OTA>

- 過去に三重県において制作した記事を中心に、令和 8 年 9 月 30 日までを目途に各言語 10 本以上の記事を OTA 上特集ページに掲載すること。
- 令和 6、7 年度に Agoda および Expedia へ掲載した記事を引き続き活用する場合は、委託業務開始後、速やかに必要に応じて記事の情報更新を行

うとともに OTA 特集ページへ掲載すること。なお、記事データについては、Word 形式にて観光連盟から提供する。

【参考】令和 6 年度に制作した記事 (Agoda) の URL

<https://www.agoda.com/travel-guides/japan/mie/>

令和 7 年度に制作した記事 (Expedia) の URL

<https://www.expedia.com/lp/b/ms-b-dmo-exp-us-mie-prefecture-25>

- 新たに記事を作成する場合は、これまで作成した記事とは異なるテーマで作成し、ゴールデンルートの主要都市（京都、大阪、名古屋）等から県内へのアクセス情報を含み、さらに、県内での宿泊を伴うモデルコースの要素を含むものとするにより、ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を効果的に誘導するための内容とすること。

<体験 OTA>

- 過去に三重県において制作した記事を中心に、令和 8 年 9 月 30 日までを目途に各言語 5 本以上の記事を OTA 上特集ページに掲載すること。
- 令和 7 年度に KKday へ掲載した記事を引き続き活用する場合は、委託業務開始後、速やかに必要に応じて記事の情報更新を行うとともに OTA 特集ページへ掲載すること。なお、記事データについては、Word 形式にて観光連盟から提供する。

【参考】令和 7 年度に制作した記事 (KKday) の URL

<https://www.kkday.com/zh-tw/promo/mie>

- 新たに記事を作成する場合は、これまで作成した記事とは異なるテーマで作成し、ゴールデンルートの主要都市（京都、大阪、名古屋）等から県内へのアクセス情報を含み、さらに、県内での宿泊を伴うモデルコースの要素を含むものとするにより、ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を効果的に誘導するための内容とすること。

<共通>

- 記事は外国人旅行者のニーズや目線を踏まえながら、日本語で作成のうえ、別表の言語に翻訳すること。また、記事 1 本あたりの字数は日本語換算で概ね 3,000 字以内とし、必要に応じて映像や画像を活用しながら視覚にも訴える内容とすること。なお、記事 1 本あたりの画像は 5 点以上とする。

※ 記事で取り上げる内容に関し、観光施設等への確認、掲載承諾等については、受託者側で行うこと。

画像（写真）や映像の取得及び必要な使用許可については、原則として受託者側で行うこと。ただし、記事の作成時点では時期的に画像の取得が困難な場合等は、観光連盟から画像や動画を提供するものとする。

(2) OTA 特集記事への流入を目的とした広告の配信

(1) で掲載した特集ページ・記事の閲覧数増加を図るため、以下(ア)～(ウ)に従って、観光連盟と協議のうえ、効果的な広告配信を行うこと。

(ア) 配信媒体の選択

連携する OTA のウェブサイトや検索サイト、SNS などの媒体を活用して広告配信を行うこと。

(イ) 広告配信の実施

- 対象市場ごとにターゲット設定や広告予算の配分、配信時期等を定めた広告配信計画を作成すること。
- 配信時期については、次の点にも留意すること。
 - ・ 宿泊予約日から実際の宿泊日までのリードタイムを考慮すること。
 - ・ 県内宿泊施設の繁忙期(生徒・児童の夏休み期間等)についても考慮すること。
- 広告配信計画をもとに観光連盟と協議のうえ、広告配信を実施すること。
- 「(4) 効果測定等」の報告内容を踏まえ、随時、観光連盟と協議のうえ、広告配信計画の改善等を図り、広告配信の運用に反映させること。

(ウ) 目標数値の達成等

広告配信については、当初設定した KPI (インプレッション数、クリック率) の達成を目指して運用すること。なお、目標数値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(3) OTA への登録・運用支援

(ア) 説明会等の実施

連携する OTA への三重県内宿泊施設や体験コンテンツの登録・活用を促進するため、オンライン参加も可能なオフラインの登録相談説明会を県内において宿泊施設向け、体験コンテンツ提供事業者向けにそれぞれ 1 回以上実施すること。なお、本業務には会場および講師の手配や参加者募集チラシの作成・案内・受付等も含むこととする。

(イ) 登録手続き等のサポート

連携する OTA に登録を希望する事業者の登録手続き等をサポートするとともに、当該 OTA に登録している事業者についても、適宜、サポートを行うこと。なお、サポートの内容として、少なくとも次の対応を行うこと。

- 当該 OTA の登録手続きや登録後の運用・管理事務に精通した担当者を一人以上設置し、事業者からの問合せに対応する体制を整えること。

事業者登録を進めるため、積極的にオンラインまたは対面での助言も行うなど、きめ細かな伴走支援を行うこと。

- 対応すべき日は、土日祝日を除く日又は土日祝日が休暇でない勤務形態の場合は当該勤務形態に応じた勤務日とする。後者の場合は、契約期間中の土日祝日を除いた日数分の勤務日数を確保すること。
- 登録手続きにあたって翻訳サポートが必要な場合においては、掲載内容の翻訳対応を実施すること。

(4) 効果測定等

以下の項目について、原則として月に1回程度、定期報告を行うこと。その際、必要に応じて登録事業者への聞き取りを行うこと。なお、定期的な報告のほか、観光連盟からの報告の求めに対応すること。

- 広告配信状況に関し、特集ページ・記事の閲覧回数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）の分析結果等を報告すること。
- 連携するOTAを通じた宿泊予約等の実績に関する内容。この際、広告を実施していない期間や過去の一定期間のデータと比較することなどにより、その効果を客観的に示すとともに、例えば日本全国の訪日外国人旅行者の動向やデータなども考慮して、当該委託業務の成果と推定できるものを示すこと。

(5) その他

- 上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- 関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- 本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。
- 事業実施にあたりOTA等の連携先とは、お互いの役割・責任を明確にするため、業務委託契約など法的な連携関係を構築すること。（別途、観光連盟が定める再委託の手続きが必要となる場合がある。）

5 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

(1) 報告期限：令和9年3月23日（火）

(2) 記載事項

ア 委託名

イ 契約金額

ウ 契約日、契約期間

エ 完成年月日

オ 実施した業務概要

※「4 業務内容（4）効果測定等」に関しては、契約期間全体を総括して報告すること。

カ その他、事業実施の説明に必要な書類

7 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人

等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

以上

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託の相手方
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先の責任体制等
- 六 再委託先の相手方の監督方法
- 七 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託を行った場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

5 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 11 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 12 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙が個人情報を取扱う場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。